

高齢者・基礎疾患をお持ちの町民(希望者)は PCR検査を受けることができます

町では、新型コロナウイルス感染症に対する不安の解消や感染拡大防止を図るため、**無症状かつ次の検査対象に該当する希望者**を対象にPCR検査を行います。なお、この検査を受けられるのは、**1人1回に限ります**。

- 1検査対象:** 小坂町に住民登録している(1)または(2)に該当する**無症状**の方で、**PCR検査を希望する方**
- (1)検査日において65歳以上の方
 - (2)65歳未満の慢性腎臓病、糖尿病、心血管疾患などの基礎疾患を有する方で、小坂町診療所医師が必要と認めた方
- (注)上記で対象となる方であっても、次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する方はこの検査の対象外となります
- (ア)検査に医療保険が適用される方
【例:発熱、倦怠感、せき、のどの痛みがある方など】
 - (イ)施設等に入所している方
 - (ウ)検査結果を小坂町へ提供することに同意できない方
- 2費用負担:** 自己負担 3,300円 (検査費用28,600円のうち、町が25,300円を助成します)
- 3検査の予約方法:** ◆検査実施機関:小坂町診療所のみ ※小坂町診療所以外で受けた検査は助成の対象外です
◆検査の受け方:小坂町診療所(Tel29-5500)へ直接電話で連絡して予約します
◆持ち物:(1)本人確認書類(運転免許証・健康保険証等)
(2)基礎疾患を有する方は、治療している疾患名がわかる書類またはお薬手帳
- 4実施期間:** 令和3年3月31日(水)まで

■お問い合わせ先 福祉課まると支援班(Tel29-3926)

NO! コロナ差別

～感染した方々にはやさしさを ウィルスと闘うすべての方々に感謝を～

- ▶感染への不安や偏った正義感により、無意識のうちに誰かを傷つけているかもしれません。
- ▶自分のため、あなたの大事な人のため、差別や個人的な憶測に基づく情報の拡散は絶対に行わないようにしましょう。

- ^{ひぼう}誹謗中傷は不安や恐怖心を生み、受診や相談をちゅうちょさせ、感染の拡大につながるおそれがあります。
- 医療関係者への偏見や差別は、生活に支障をきたし離職につながるなど、医療体制に影響を及ぼす懸念があります。

こんな行為をしませんか？



コロナにかかった(らしい)とうわさする



感染者やその勤務先、学校を特定しようとする



うわさ話や個人情報をSNSや口コミで広げる



感染発生施設や、コールセンターに苦情の電話をかける



感染者や医療関係者らの施設や店舗の利用を断る

そのほか、目の前で相手が触れた場所を消毒する。県外に行っただけでその人を避ける。など

一人で悩まずご相談ください

みんなの人権100番

(全国人権相談ダイヤル)

0570-003-110(平日8:30~17:15)

法律相談

(秋田弁護士会)

018-896-5599(平日9:00~17:00)

人権問題に関する
インターネット相談

<https://www.jinken.go.jp>

